

令和5年第3回定例会補正予算 補助金等点検評価調査

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。

(単位：千円)

No	補助金等の名称		令和5年度当初予算額	うち一般財源	令和5年度補正予算額	うち一般財源	比較	うち一般財源	事業の概要	一次評価		二次評価		
										評価結果	評価内容	評価結果	評価内容	
1	音更町介護福祉施設物価高騰対策支援事業補助金		/	/	2,900	2,900	2,900	2,900	原油価格・物価高騰の影響を緩和するため、介護福祉施設の電気料高騰分に対して補助金を交付する。(補助率10/10)	A	電気料金高騰の影響を受けている介護福祉施設の負担の軽減を図るため、介護福祉事業者に対して電気料金高騰分の一部に補助金を支給することで、介護福祉サービスの安定的な提供を図るものである。 なお、補助金交付の対象となる施設は、令和5年度北海道医療・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(北海道事業)の補助金対象以外の施設となり、町内に施設を有する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅7施設への補助金となる。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		補助金												事業費補助金等
事業実施主体		町内の介護福祉施設事業者												
担当課		高齢者福祉課												
終期		1年												
2	地域型保育事業所に対する給食原材料費等支援事業補助金		/	/	805	805	805	805	物価の高騰により、給食の提供が困難な状況にある小規模保育所及びへき地保育所に対して給食費の一部を補助する。(補助率10/10)	A	給食用原材料費が高騰している状況下において、北海道が保育所、認定こども園及び幼稚園に対し、物価高騰相当額を補助金として交付することとしているが、小規模保育所及びへき地保育所等は補助対象外となっている。小規模保育所等に対しても物価高騰額相当を補助することで、当該施設利用児童の経済的負担の軽減を図られる。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		補助金												事業費補助金等
事業実施主体		小規模保育所及びへき地保育所												
担当課		子ども福祉課												
終期		1年												
3	地域型保育事業所に対する光熱費支援事業補助金		/	/	750	750	750	750	光熱費の価格が高騰している状況下において、地域型保育事業所を運営する者に対して高騰相当額を補助金として交付する。(補助率10/10)	A	光熱費の価格が高騰している状況下において、北海道が保育所、認定こども園及び幼稚園に対し、高騰相当額を補助金として交付することとしているが、小規模事業所、へき地保育所等は補助の対象外となっている。 道補助金の対象外である小規模事業所等に対し高騰相当額を補助金として交付することにより、当該施設利用児童の経済的負担の軽減を図るものである。	A	担当課の評価のとおりとする。	
補助金等の分類		補助金												事業費補助金等
事業実施主体		地域型保育事業所												
担当課		子ども福祉課												
終期		1年												